

平成24年度 社会福祉法人偕恵園 事業報告

法人準備事務局は、懸案となっていた就業規則の統一化を行うために、就業規則モデル事務局(案)に基づき、3月から各事業所を訪問しヒアリングを開始し、課題整理をしながら進めています。細則等については別途整理し、運用上の意味等を共有化しながら平成25年度中には成案としていく予定です。

また、給与規程も統一化に向け検討を継続してきました。当初は、法人として一本化していくことを考えましたが、高齢者事業所の単価等の給付内容(法律)の違いもあり、当面は障害系事業所の統一化を図ることで進め、就業規程と同様に平成25年度中の成案を目指します。

今後、法人全体としてのビジョンを示していくと同時に、法人事務局の整備していくためには、各事業所の総務部門との業務及び役割分担等の調整・検討も順次行いながら進めていく必要があると考えています。

1. 事業推進の重点方針について

(1) 適正な予算配分を定め、人件費等のバランス、適切な余剰の確保について

各事業所の予算執行状況は、決算報告の通りである。人件費については、多少の増減はあるが、一定の水準を保っている。懸案となっているグループホームの勤務体制や、給与等については、さまざまな角度から慎重に検討を進め、是正を図る必要がある。

(2) 施設運営管理について

グループホーム体制については、いわまワークスの設置予定が横浜市の市街地調整区域の規制に抵触し、断念したが、平成25年度はすでに横浜市の設置内諾を受けており、偕恵シグナル、いわまワークスとも各1棟の増設していく方向である。

(3) 経営組織の強化について

今年度は、事務局として「就業規則」「給与規程」「施設再整備検討」「GH検討」を並行的に関与した。懸案であった給与規程見直しについては、法人統一化に向けて検討委員会で討議してきたが、高齢介護事業所と障害系事業所の収入基盤の違いや、職能・年齢給や人事考課制度の考え方等々、多くの課題を整理する時間が必要であった。グループホーム検討委員会では、給与体系や職員の位置づけなど、将来方向をにらんだ課題整理に取り組んだが、年単位では十分整理できず、継続検討とした。

(4) 地域支援事業について

地域との連携は、各事業所においては自立支援協議会への委員参加や地域イベントに積極的に参加するといった姿勢で臨んできた。事業としては、短期入所機能や移動支援事業など、地域ニーズの一端を受け止めている。将来に向けては、法人全体として、施設機能の中で地域支援をどう位置付けていくかを模索していく。

(5) 施設改修整備等について

偕恵・偕恵シグナルの再整備に関しては、再整備検討委員会で作成した「構想(案)」を骨格とした内容で、横浜市平成25年度の施設整備予算(基本設計部分)の目途がつき、再整備の糸口ができた。来年度は、横浜市と協議しながら進めていくこととする。

また、各事業所とも、施設・設備関係は経年劣化に伴う修繕費などが微増しており、今後、大規模修繕等の予算化については計画的に行っていく必要がある。

(6) 災害対策について

各事業所は、備蓄品等の定期的な確認を行うとともに、地域災害協力に基づく備蓄品等の申請を行い、災害時の指定施設として備えをしている。

2. 評議員会・理事会(監事監査含む)開催実績について

回	開催日	議案・報告等の内容	備考
1	平成24年4月25日	第1号議案「理事長選任、職務代理者指名について」	
2	平成24年5月15日	H23年度監事監査実施	
3	平成24年5月24日	第1号議案「平成23年度 事業報告(案)」 第2号議案「平成23年度 決算報告(案)」 第3号議案「平成23年度 監事監査報告」 第4号議案「諸規定の変更について」 その他、報告	
4	平成24年11月22日	第1号議案「H24年度上半期報告、財務報告」 第2号議案「第1次補正予算」 第3号議案「偕恵・偕恵シグナル施設再整備構想(案)」 第4号議案【再提案】「H23年度11月24日評議員会」 (第1号議案「H23年度上半期事業報告、財務報告」) (第2号議案「H23年度第一次補正予算(案)」) (第3号議案「諸規程変更」) その他、報告	※左記は、横浜市による法人監査指摘による再提案。
5	平成25年3月22日	【再提案】 「H23年度11月24日評議員会」 第1号議案「H23年度上半期事業報告、財務報告」 第2号議案「H23年度第一次補正予算(案)」 第3号議案「諸規程変更」 【平成24年度】 第1号議案「H24年度第2次補正予算(案)」 第2号議案「H25年度事業計画(案)」 第3号議案「H25年度予算計画(案)」 第4号議案「役員の欠員補充について」(案)」 第5号議案「諸規程の変更(案)」 第6号議案「偕恵・偕恵シグナル施設再整備計画」 その他、報告	※左記は、前回事務局持ち帰り案件にて再提案。

3. 横浜市指導監査について

(1) 監査実施日

平成24年10月3日(水)

(2) 監査結果

以下の内容について、「通知事項(自主的な改善措置を指導する事項)」となった。

(3) 改善及び是正内容

	改善又は是正を要する事項	改善又は是正内容
1	評議員会において書面評決は認められないので、是正すること。また、これに伴い、開催の定足数を満たしていない評議員会があったので、次回の評議員会で承認を得るなど措置を講じること。 〔定款準則第12条備考1-(評議員会)〕	◇平成24年11月評議員・理事会にて報告をおこない、平成25年3月の評議員会にて議案として再提案し、承認を得た。
2	書面評決のみをもって理事会の決議を行っていたものがあったので、定款の規定に基づき、適正に行うこと。 (定款準則第9条第5項ほか)	◇今後については、定款に基づき議決の手続きを行う。
3	理事会における書面評決書が保管されていなかったため、議事録と共に編綴し、適切に保管すること (定款準則第9条第8項ほか)	◇書面評議書を議事録とともに綴り保管した。今後は漏れのないよう是正する。
4	理事会の議事録及び議案について評議員の選任に関する記載の遺漏があったので、あらためること。また、理事会の議事録で理事全員が署名しているものがあったので、定款の規定に基づき、選任された議事録署名人が署名をすること。 (定款準則第9条第8項ほか)	◇指摘事項を再確認し、遺漏があった事項については修正した。また、指摘された内容について間違いを再確認し、議事録署名人を追加した。